

3 水産林務部水産局水産振興課

(1) 漁業系廃棄物リサイクル促進事業費

【目的】

焼却等で処理されている漁網等の漁業系廃棄物について、温室効果ガスの発生を抑制するため、リサイクルなどによる削減に向けた取組を支援し、漁業におけるカーボンニュートラルを推進する。

【現状】

- 廃漁網は、金属製の鉛を組み込んだものやナイロン製の網地とポリエステル製の網地を組み合わせたものがあるなど素材が複雑であるほか、塩分や生物が付着していることから、リサイクルが進んでいない。
- リサイクルの処理を進めるためには、分別作業等前処理が必要で、その分経費がかかることから、ほとんどは焼却や埋立等で処理されている。

<農業・水産分野における比較>

(単位：千t)

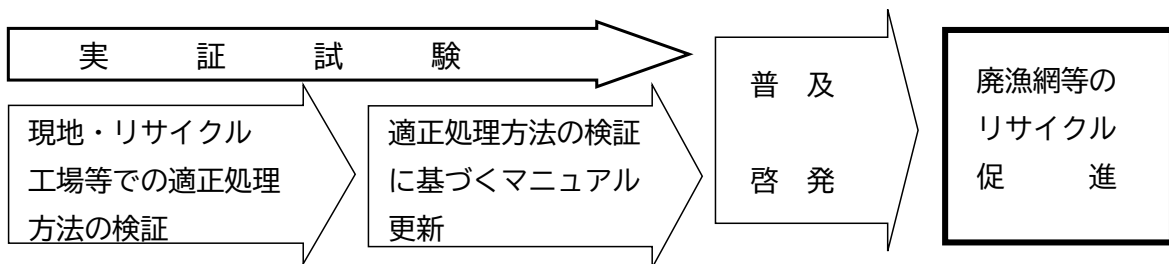
区 分	農 業 (※1)		水 産 (※2)	
	塩化ビニルフィルム	ポリオレフィン系フィルム	廃 漁 網	※参考 (ホタテ貝殻、ウロ、ヒトデ等)
全体排出量	24	56	1.3	293
リサイクル処理量	19	44	0.34	277
比 率	79%	79%	26%	95%

※1 農業分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢 (農林水産省 R3.1から抜粋)

※2 水産系廃棄物発生量等調査 (道水産林務部水産振興課 R3から抜粋)

【事業内容】

- リサイクル工場と連携し、廃漁網等の適正な処理や漁業者の負担軽減方法について実証試験を実施
- 実証試験に基づく廃漁網等の処理やリサイクルについて、マニュアルを更新し、普及することで、漁業者自らによる廃漁網の分別が可能となり、廃漁網のリサイクルに向けた取組を促進



【予算額】

予算額 (千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	9,500	0	9,500	0	R4~	水産振興課 環境保全係
R4年度	10,000	0	10,000	0		

※特定財源：循環資源利用促進税基金繰入金

(2) トド・オットセイ海獣類被害防止総合対策事業

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	2,412	605	1,807	—	H26～	水産振興課
R 4年度	2,664	605	2,059	—		環境保全係
区分	道単独			実施方法	直営・補助	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道1/2以内	
事業目的	海獣類による沿岸漁業被害が漁業経営に深刻な影響を与えていることから、引き続きトド被害防止対策を実施するとともに、国が行うオットセイによる漁業被害軽減に係る調査に参画し、被害軽減対策を検討する。					
事業内容	1 トド対策					
	区分	内容			補助対象経費等	
	ハンター育成	○漁業者の猟銃取得までにかかる初期費用を支援 事業実施主体：漁業協同組合等			○猟銃取得経費 (講習手数料等除く) ○補助率 1/2以内	
		○経験の浅いハンター等に対する実践研修の実施			—	
	被害対策推進	○被害対策の検証等 海獣被害防止対策連絡会議等の開催			—	
	※トド駆除費（鳥獣被害防止総合対策事業：㉗～移行、農政部計上対応）					
	2 オットセイ対策					
	<ul style="list-style-type: none"> ・オットセイは、^{らっこおっとせい} 獵虎膾肭臍獵獲取締法により捕獲が禁止されている。 ・漁業被害が深刻な状況から、水産庁はH27から有害生物に指定し、調査に着手した。 					
	区分	内容				
	検討会参加	○国調査によるオットセイ漁業被害対策検討会への参画				

(3) 水産系廃棄物適正処理促進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	277	—	277	—	H3～	水産振興課
R 4年度	277	—	277	—		環境保全係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産系廃棄物について、道内各沿岸地域における排出実態に応じた適正処理及び循環型社会の形成に向けた循環利用を促進する。					
事業内容	1 水産系廃棄物発生量調査の実施 水産系廃棄物の排出状況と循環利用の実態等について調査を行い、処理状況に応じた指導を行う。					
	2 地域別協議会等への指導 水産系廃棄物の処理が課題となっている地域において、循環利用を含む適正処理が促進されるよう地域の水産系廃棄物対策協議会等に対して助言、指導を行う。					

(4) 日本海ニシン栽培漁業定着事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	9,279	—	9,279	—	H26～	水産振興課
R 4 年度	10,398	—	10,398	—		栽培振興係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	後志南部地域ニシン資源対策協議会、檜山管内水産振興対策協議会			負担区分	道 1/2以内	
事業目的	後志南部及び檜山海域における事業化を目指した種苗生産・放流などの取組が円滑に進められるよう体制整備を行い、日本海南部海域のニシンの資源造成を図る。					
事業内容	漁獲負担による種苗放流体制を確立するため、漁獲が一定の水準に達するまでの間、町村や漁協が主体となった種苗生産・放流の取組に対する支援を行う。					
	後志南部地区			檜山地区		
	体制整備（R 5～R 7） ・種苗生産・放流の取組に対する支援 →種苗生産経費(40万尾分)に補助 [補助率 1/2以内] ・協議会に対する指導			体制整備（R 4～R 6） ・種苗生産・放流の取組に対する支援 →種苗生産経費(100万尾分)に補助 [補助率 1/2以内] ・協議会に対する指導		

(5) 新たな養殖業推進事業費

【目的・概要等】

回遊資源の変動等に影響されない計画的・安定的な生産体制の構築を図るため、本道に適した新たな養殖手法の検討を行うとともに、サケ・マス類などの海面養殖やウニの陸上養殖の技術確立に向けた実証試験に取り組む。

○道内漁業生産の状況

(単位：万トン、億円)

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	現状
全道生産量	107	92	91	108	114	120	123	・回遊資源の来遊状況等に大きく影響を受け、生産は不安定。
うち養殖	16	11	8	12	8	9	11	
占有割合	15.3%	11.9%	8.9%	11.0%	6.6%	7.7%	8.7%	
全道生産額	3,116	2,951	2,785	2,735	2,388	2,027	2,586	・養殖の占める割合は全国平均(生産量で2割強)に比べ低い状況。
うち養殖	495	402	315	381	243	223	283	
占有割合	15.9%	13.6%	11.3%	13.9%	10.2%	11.0%	11.0%	

【事業内容】

区分	事業主体	内容
検討会	北海道(直営)	○本道に適した養殖の展開方向の検討 検討事項：経営体制、適地条件、販売戦略、種苗供給体制など
養殖手法の実証	北海道(委託)	○新たな魚種の養殖手法実証試験の実施 対象種：サクラマス、マナマコ、ウニ(陸上) 試験内容：成長や生残率の比較飼育などによる手法の実証 委託先：民間団体



【予算額】

予算額(千円)	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	15,310	7,264	8,046	R3~	水産振興課 成長産業化戦略係 栽培振興係
R4年度	12,867	6,078	6,789		

※特定財源：デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)

(6) 海域別栽培漁業推進費

予算額 (千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	741	—	741	—	H27～	水産振興課
R 4年度	830	—	830	—		栽培振興係
区分	道単独 (H18税源移譲)			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	栽培漁業の実施体制の整備と必要な栽培技術の開発を促進し、本道における栽培漁業の積極的な推進を検討するため、各種協議会等を開催する。					
事業内容	事業区分		事業内容			
	栽培漁業推進計画費 462千円		第8次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づいた栽培漁業の推進に向けた検討を行うため、北海道栽培漁業推進協議会を開催する。			
	栽培漁業海域拠点センター構想推進費 0千円		本道の周辺海域をその特性から五つに区分し、各海域における今後の栽培漁業の推進や拠点センター構想の具体化に向けた検討などを行うため、海域毎の連絡会議を開催する (※WEB開催のためゼロ計上)。			
	北海道栽培漁業技術開発促進費 279千円		第8次栽培漁業基本計画及び海域別栽培漁業推進計画に基づく栽培漁業の推進に向けた技術開発に係る検討を行うため、北海道栽培漁業技術開発推進協議会を開催する。			

(7) 北海道水産種苗生産施設維持補修費

予算額 (千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	12,372	—	12,372	—	H17～	水産振興課
R 4年度	13,862	—	13,862	—		栽培振興係
区分	道単独			実施方法	請負・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	ヒラメなどの種苗生産を行う北海道栽培漁業センター (5か所) の大規模な修繕を計画的に行う。					
事業内容	令和5年度修繕計画 : 北海道水産種苗熊石センター 濾材交換 (設計・施工)					

(8) マツカワ栽培漁業実証事業費

予算額 (千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	8,485	—	8,485	—	H27～	水産振興課 栽培振興係
R 4年度	9,509	—	9,509	—		
区分	道単独			実施方法	補助・直営	
実施主体	(公社) 北海道栽培漁業振興公社 北海道			負担区分	道4/10、道10/10	
事業目的	えりも以西太平洋海域でのマツカワの放流効果実証に要する経費に対し支援する。					
事業内容	区分	事業内容			負担区分	
	種苗生産・放流経費補助	マツカワ種苗100万尾の生産、中間育成および放流に要する経費への補助			4/10以内	
	効果調査費	放流技術の向上に向けた効果調査 (漁獲物調査等)			10/10	

(9) 種苗生産施設電気料金等高騰対策支援事業費

予算額 (千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年補	438,201	438,201	—	—	R 4～	水産振興課 栽培振興係 漁業管理課 サケマス係
R 4年補	22,685	22,685	—	—		
区分	交付金			実施方法	補助	
実施主体	(一社) さけ・ます増殖事業協会、 漁協等、(公社) 北海道栽培漁業振興公社			負担区分	10/10以内、1/2以内	
事業目的	電気料金等の高騰に係る種苗生産事業者への負担軽減を行い、種苗生産体制の維持・安定を図る。					
事業内容	電気料金や飼料価格高騰の影響を受けている種苗生産事業者に対し、価格上昇分を支援する。					
	区分	さけ・ます増殖事業協会			漁協等、栽培漁業振興公社	
	対象経費	R 3からの価格 (単価) 上昇分				
		電気	飼料		電気	
	補助率	10/10以内	1/2以内		10/10以内	
予算額	233,621	27,804		176,776		

(10) 北海道ブルーカーボン推進事業費

【目的】

ブルーカーボンの取組を推進するため、CO₂吸収量の算定等を行い、カーボンクレジットの取得を促すとともに、認知度向上に向けた普及啓発を行う。

【現状】

○道はこれまでも国の事業を活用し、藻場の造成や漁業者等が取り組む保全活動への支援等を実施。



○国内におけるブルーカーボンに関する動き

	国内の状況
吸収量	ブルーカーボンによるCO ₂ 吸収量については、国の研究機関等が藻場タイプ別の吸収係数評価モデルの開発と国内における吸収量の評価等を推進
クレジット	ブルーカーボンのクレジットは、国土交通省が認可した団体（JBE）が、「Jブルークレジット」として試行的に運用

※JBE(ジャパブルーエコノミー技術研究組合)：Jブルークレジットの認証、発行、売買等を実施

【事業内容】

海藻等によるCO₂吸収量の算定を行い、クレジットを活用した保全活動等の実証や普及啓発を行う。

区分	内容
クレジット取得促進	○クレジット取得に係るガイドラインの作成【委託】 ・雑海藻駆除や海藻養殖によるモデル事業の実施
普及啓発	○ブルーカーボンの認知度向上に係る情報発信

【予算額】

予算額(千円)	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度(委託費等)	10,732	-	10,732	-	R5~ 水産振興課 成長産業化戦略係

【特定財源】 基金繰入金(温暖化防止対策基金、ふるさと寄附)

(11) ホタテガイ生産安定対策推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	242	—	242	—	R 4～	水産振興課 成長産業化戦略係
R 4年度	271	—	271	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	近年、生産が減少している噴火湾の養殖ホタテガイの生産回復と漁業経営の安定化を図る。					
事業内容	ホタテガイ生産安定対策事業（H30～R 3）において作成した「養殖ホタテガイの生産安定化のポイント」（マニュアル）の普及・定着を図るとともに、漁業者等の意見を踏まえて検討を行い、必要に応じマニュアルの拡充を行う。					
	区 分	内 容				
マニユアルの普及・拡充	概要	マニュアルの現地説明・実践を踏まえた漁業者の意見聴取、意見を踏まえたマニュアルの拡充				
	内容	現地説明を通じたマニュアルの普及・定着 意見を踏まえ、事業収益性の観点を加えたマニュアルの拡充				
	役割	漁業者	マニュアルに基づく生産の実施			
		道	生産現場での実地指導、意見聴取、拡充内容の検討			
道総研		検討結果に対する助言				

(12) ICT技術等を活用したコンブ生産増大対策事業費

【目的・概要等】

コンブの生産量が減少していることから、生産の増大に向け、ICT等を活用し、漁場の分布状況の把握による漁場の効率的な管理や生産過程の自動化を促進する。

(漁場把握手法の開発)

海洋環境の変化等により、漁場の変化が著しいことから、ドローンの空撮画像からコンブ漁場を把握する画像解析技術を開発し、漁場の有効活用や効果的な管理を促進する。

(生産分業化モデルの実証)

コンブの生産性の向上を図るため、これまでに開発した共同乾燥設備モデルの導入促進により、コンブ生産の分業化や協業化を進めるとともに、新たな需要への対応について実証を行う。

1 事業内容

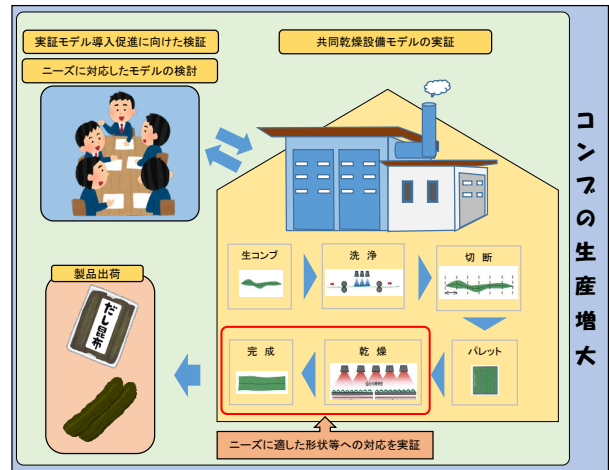
事業主体	区分	目的	内容
北海道	漁場把握手法の開発	○減産対策検討の基礎データ収集	○画像解析技術開発(大学とのソフトの共同研究) ・ドローンによる空中撮影調査 ・画像解析精度の向上 ・漁場環境調査等
	生産分業化モデルの実証	○生産性の向上	○共同乾燥設備モデル実証(企業との共同実証) ・実証モデルの導入促進に向けた検証 ・工業原料などの需要に適した乾燥状態や形状とするための機能についての実証

2 事業イメージ

【画像把握手法の開発】



【生産分業化モデルの実証】



【予算額】

予算額(千円)		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	9,515	332	483	—	R2~	水産振興課海洋環境変動対策係
		4,118	4,582	—		水産振興課水産支援係
R4年度	11,598	1,612	1,736	250		水産振興課研究普及係
		3,609	4,141	250		水産経営課水産支援係

※特定財源：デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)

水産振興課

(13) 魚類防疫対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係			
R 5年度	3,246	1,623	1,623	－	H17～	水産振興課			
R 4年度	3,836	1,918	1,918	－		海洋環境変動対策係			
区分	非公共（交付金）			実施方法	直営、委託				
実施主体	北海道			負担区分	国1/2、道1/2				
事業目的	養殖衛生管理体制の整備等に向け、試験研究機関と連携して国の「消費・安全対策交付金」を活用した疾病の発生予防、まん延防止に係る調査・検査などを行い、魚類の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を図る。								
事業内容	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">国</p> <p>【政策目標】 国内養殖場における伝染病の発生予防及びまん延防止 ・都道府県の養殖衛生管理体制の整備に係る事業に対し、支援を行う。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な食品の提供 ・信頼性の確保による事業の安定的継続 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に対する信頼感の保持 ・国産養殖魚の購入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区域の条件に応じて、施策の策定、実施 ・食品に対する信頼感の醸成 </div> </div> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 交付金 (事業費の1/2以内) </td> <td style="width: 45%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">北海道</p> <p>◎政策目標に関する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合推進会議の開催等 ○養殖衛生管理指導 ○養殖場の調査、監視 <ul style="list-style-type: none"> ・養殖資材使用状況調査 ・医薬品残留検査 ・薬剤耐性菌実態調査 ○疾病の発生予防、まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の監視に係る調査・検査 ・疾病発生対策に係る調査・検査 ・特定疾病まん延防止措置に係る調査・検査 </div> </td> </tr> </table>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">国</p> <p>【政策目標】 国内養殖場における伝染病の発生予防及びまん延防止 ・都道府県の養殖衛生管理体制の整備に係る事業に対し、支援を行う。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な食品の提供 ・信頼性の確保による事業の安定的継続 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に対する信頼感の保持 ・国産養殖魚の購入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区域の条件に応じて、施策の策定、実施 ・食品に対する信頼感の醸成 </div> </div>	交付金 (事業費の1/2以内)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">北海道</p> <p>◎政策目標に関する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合推進会議の開催等 ○養殖衛生管理指導 ○養殖場の調査、監視 <ul style="list-style-type: none"> ・養殖資材使用状況調査 ・医薬品残留検査 ・薬剤耐性菌実態調査 ○疾病の発生予防、まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の監視に係る調査・検査 ・疾病発生対策に係る調査・検査 ・特定疾病まん延防止措置に係る調査・検査 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">国</p> <p>【政策目標】 国内養殖場における伝染病の発生予防及びまん延防止 ・都道府県の養殖衛生管理体制の整備に係る事業に対し、支援を行う。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な食品の提供 ・信頼性の確保による事業の安定的継続 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に対する信頼感の保持 ・国産養殖魚の購入 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区域の条件に応じて、施策の策定、実施 ・食品に対する信頼感の醸成 </div> </div>	交付金 (事業費の1/2以内)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">北海道</p> <p>◎政策目標に関する取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合推進会議の開催等 ○養殖衛生管理指導 ○養殖場の調査、監視 <ul style="list-style-type: none"> ・養殖資材使用状況調査 ・医薬品残留検査 ・薬剤耐性菌実態調査 ○疾病の発生予防、まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・疾病の監視に係る調査・検査 ・疾病発生対策に係る調査・検査 ・特定疾病まん延防止措置に係る調査・検査 </div>							

(14) 水産業改良普及指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	25,131	983	24,148	－	S 44～	水産振興課
R 4 年度	26,182	983	25,199	－		海洋環境変動対策係
区分	道単独（一部交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	沿岸業等の生産性の向上、経営の近代化及び技術の向上を図るため、沿岸漁業者等に技術及び知識の普及を行うとともに、普及活動用機材の整備や普及指導員の資質向上のための研修を実施し、普及活動を効率的に推進する。					
事業内容	<p>1 沿岸漁業者等への普及指導 増養殖、栽培漁業、資源管理などに関する技術の普及を行うとともに、経営の改善や担い手の育成等の普及指導を効率的に行う。</p> <p>(1) 沿岸漁業者等に対する漁業経営に関する技術や知識の普及 (2) 漁業士や地域漁業者グループ、女性グループ等の活動支援、小中学生を対象にした水産知識の普及啓発等、担い手の育成・確保への取組 (3) 沿岸漁業等の振興のための調査及び技術開発 (4) 沿岸漁業等の振興を図るための関係施策への支援及び啓発指導等</p> <p>2 普及指導体制の整備 普及活動の効率的な推進を図るため、次のものについて整備を行う。</p> <p>(1) 普及活動用機材の整備 (2) 普及情報資料の整備 (3) 普及活動用巡回指導車輛等の整備</p> <p>3 普及指導員の研修 国が主催する研修に参加するほか、次の研修を行う。</p> <p>(1) 特別研修（長期研修・短期研修） (2) 一般研修 (3) 潜水事務事故防止研修</p>					

(15) 研究情報普及推進費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,500	—	1,500	—	H13～	水産振興課
R 4年度	1,832	—	1,832	—		海洋環境変動対策係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>日頃から漁業者など水産業従事者と直接接触し、地域における課題や行政ニーズなどを把握できる立場にある普及組織が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施のうえ、課題解決手法等の試験・調査成果の普及・啓発を行うことにより、水産業の現場へ成果を効率的・効果的に還元する。</p>					
事業内容	<p>1 課題検討会議等の開催 水産振興課普及指導員及び水産技術普及指導所が、日頃から水産業従事者等と直接接触しているなかで把握した各地域における課題等を、翌年度実施する特別課題調査に反映させるために必要な会議を開催する。</p> <p>2 特別課題調査の実施 「特別課題調査」を、水産振興課普及指導員及び関係水産技術普及指導所で構成する「推進チーム」が主体となって、試験研究機関等と連携し、地域の課題解決に向けた試験・調査を実施する。</p> <p>3 成果発表会(地域説明会)の開催 受益者である水産業関係者にとって、わかりやすく活用しやすい試験・調査成果の公表・普及を図るため、漁業者部会・漁協単位で各地域に密接な取組を紹介する「地域説明会」を開催し、受益者から成果に対する評価を受けるとともに、試験・調査に係るニーズ等の把握・吸い上げを行い、将来の課題設定に反映させる。</p>					

(16) マリンネット北海道運営費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	976	－	976	－	H14～	水産振興課
R 4年度	976	－	976	－		海洋環境変動対策係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>マリンネット北海道は、道総研の各水産試験場と北海道をコンピューターネットワークで結ぶ情報システムで、水揚げ情報の収集や解析、漁海況情報の提供などに活用しているほか、ウェブサイト上で道内の過去の漁獲量・金額、試験研究機関の研究成果、各種広報誌などの情報を得ることができるようになっている。当システムの運用により、試験研究情報の一元化が実現し、高度で効率的な研究開発が可能となっているほか、試験成果・調査結果などの速やかな提供が可能となっている。</p>					
事業内容	ウェブサイト「マリンネット北海道」で見ることができる情報の概要は、次のとおり。					
	メニュー		内容			
	お知らせ・ニュース		・最新情報の紹介			
	関係機関紹介		・各水産試験場のサイトへリンク ・試験場の沿革や組織機構、交通アクセス、各部室の業務内容			
	研究している魚たち		・研究している魚介類の紹介			
	試験研究は今（広報誌）		・最近の研究成果などの紹介			
	北水試だより（広報誌）		・日頃の研究成果をわかりやすく紹介			
	北水試験研究報告（広報誌）		・研究成果を論文として発行したものについて紹介			
	海況速報・沿岸定置水温情報		・全道周辺海域における海洋観測の結果の紹介			
	水産加工試験研究成果		・加工に関する研究成果の紹介			
	浮魚ニュース		・北海道周辺に分布する浮魚（イワシ類、サバ類、サンマ、スルメイカ等）についての調査結果や、漁況予報などの紹介			
	データベース検索		・道内の過去の漁獲量や金額（北海道水産現勢資料）や、これまでの研究成果などの検索が可能			
広報誌・刊行物		・水産試験場、水産孵化場で発行している各種広報誌の紹介				

(17) 水産試験研究・技術普及連携推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,600	—	—	1,600	H22～	水産振興課
R 4年度	1,963	—	—	1,963		海洋環境変動対策係
区分	—			実施方法	受託	
実施主体	北海道			負担区分	道総研10/10	
事業目的	道総研等が実施する試験研究について、水産技術普及指導所との共同研究等により試験研究の効率的な推進・普及を図り、漁業経営の安定に資する。					
事業内容	道総研等からの依頼に基づき必要な調査体制を構築するとともに共同研究契約等を締結し、水産技術普及指導所において必要な調査を実施する。					
	調査名	予算額	概要			
	沿岸環境調査	1,600	秋サケ資源の急激な変動やホタテガイの成長不振など、沿岸環境と密接に結びついていると考えられる現象について、全道沿岸において統一的な手法で環境調査を行い、そのデータを活用して、沿岸漁業の経営安定のための各種対策を講じる。			

(18) 太平洋海域漁業被害広域モニタリング事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	24,857	20,815	4,042	—	R 3～	水産振興課
R 4年度	30,053	23,973	6,080	—		海洋環境変動対策係
区分	—			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	・被害海域：国10/10 ・その他海域：道10/10	
事業目的	漁業被害の未然防止・軽減のため、全道海域で赤潮原因プランクトン等のモニタリングや関係機関と連携した赤潮発生予察手法の開発等を実施する。					
事業内容	<p>○モニタリング実施内容</p> <p>全道に観測定点を設定し、赤潮原因プランクトンや栄養塩等の海域モニタリングを実施し、全道海域を監視しつつ、今後の赤潮発生予察手法の開発等のための海洋環境データを蓄積する。</p> <p>(モニタリング概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：令和5年4月～令和6年3月 ・頻度：全道16定点で月1回 ※被害発生海域は、7月～12月まで週1回 ・経費：採水・分析調査（全道海域） ⇒ 水産技術普及指導所が各定点で採水し、分析機関（民間委託）へ検体を送付 					



(19) 環境・生態系保全活動支援事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	41,959	9,180	32,779	－	R 3～R 7 (H21開始)	水産振興課
R 4年度	46,907	8,780	38,127	－		水産支援係
区分	道単独 非公共（補助金）			実施方法	補助・直営	
実施主体	地域協議会 市町村 北海道			負担区分	別記	
事業目的	漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動（長期にわたる計画的な取組（モニタリング、保全活動））を支援することにより、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能を有する藻場・干潟等の維持を図る。					
事業内容	1 事業内容等					
	事業主体	費目	事業内容		負担区分	
	地域協議会	活動支援事業費補助金 （道単独）	地域協議会が保全活動実施組織を支援する場合に助成		国 7/10 [8/10] 道・市町村 各1.5/10 [各1/10] ※[]内は有人国境離島の場合	
	市町村	市町村推進指導費補助金 （国・定額補助）	市町村が活動組織への指導等に要する経費		国 10/10	
	道 （直営）	道推進指導費 （国・定額補助）	道が実施する指導等に要する経費		国 10/10	
	2 支援対象となる取組内容					
	区分	保全活動				モニタリング
	藻場	母藻設置、種苗生産・投入、食害生物除去、保護区域の設定、ウニの密度管理、栄養塩の供給、岩盤清掃、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、アマモ類の移植、等				現状把握、効果調査
	干潟	砂泥の移動防止、客土、耕うん、死殻の除去、機能低下を招く生物の除去、保護区域の設定、稚貝等の沈着促進、稚貝の密度管理、流域における植林、浮遊・堆積物の除去、等				

水産振興課

(20) 太平洋海域漁業被害環境・生態系保全緊急対策事業費【繰越】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 4年補	310,000	—	310,000	—	R 3～	水産振興課
R 3年補	300,000	—	300,000	—		水産支援係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	地域協議会			負担区分		
事業目的	令和3年9月中旬以降に赤潮が発生した北海道太平洋沿岸において、漁業者等による漁場環境の回復に資する活動を支援する。					
事業内容	実施主体	漁業者等5人以上で構成する活動組織（地域協議会経由で支援）				
	支援対象	ウニ殻等除去・処分、生残ウニの移植、岩盤清掃、漁場環境の把握 等				
	負担割合	国 7/10 道・市町村 各1.5/10				

(21) 離島漁業再生支援事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	126,346	85,848	40,498	-	R 2～R 6 (H17開始)	水産振興課
R 4 年度	126,346	85,848	40,498	-		水産支援係
区分	非公共（交付金）			実施方法	交付金	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	<p>集落協定に基づき、共同で漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取組等を行う離島漁業集落に対し、その取組を下支えするために必要な経費を交付金として交付し、水産業・漁村の振興を図る。</p> <p>また、離島において、新規就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースを行う集落に対して支援を行う。</p>					
事業内容	<p>1 離島漁業再生支援交付金</p> <p>(1) 対象地域（離島振興法の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域） 利尻島、礼文島、天売島、焼尻島、奥尻島の5離島</p> <p>(2) 交付対象 町が策定する市町村離島漁業集落活動促進計画に基づき集落協定を締結した漁業集落</p> <p>(3) 対象行為</p> <p>① 漁業の再生に関する話し合いと集落協定の策定</p> <p>② 漁場の生産力の向上に関する取組（毎年度一つ以上実施）</p> <p>③ 漁業の再生に関する実践的な取組（毎年度一つ以上実施）</p> <p>④ 漁船・漁具等のリースの取組を支援（公募制）</p> <p>(4) 交付額等</p> <p>交付上限額 = [海岸線延長] × 294千円/km [交付単価] × [漁業世帯密度係数]</p> <p>※ [漁業世帯密度] = [漁業世帯数] / [海岸線延長]</p> <p>※ [漁業世帯密度係数] = [漁業世帯密度] / 2.10 [全国平均漁業世帯密度]</p> <p>負担割合：国1/2 道1/4（町負担額を上限）</p> <p>2 離島漁業再生支援推進交付金</p> <p>市町村が実施する、集落・漁業者への指導、市町村離島漁業集落活動促進計画の策定、交付事務等に要する経費に対して助成</p> <p>負担割合：国 定額</p>					

(22) 特定有人国境離島漁村支援事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当係
R 5 年度	70,849	47,233	23,616	－	R 4～R 8 (H29開始)	水産振興課
R 4 年度	68,100	45,400	22,700	－		水産支援係
区分	非公共（交付金）			実施方法	交付金	
実施主体	別記			負担区分	国1/2 道1/4（町負担額を上限）	
事業目的	「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（H29.4.1 施行）」において「特定有人国境離島地域」に規定されている国境離島地域（礼文島、利尻島、奥尻島）の漁業集落等が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援。					
事業内容	雇用を創出するための取組					
	区分	内容				
	実施主体	漁業集落の同意と支援を得て雇用の創出を図る者				
	対象行為	新たに人を雇用して行う、漁業や海業の起業又は事業拡大 例：新規漁業の着手、水産物直売所、体験漁業、レストラン開設等				
	交付対象	市町村（事業を実施する者を支援する場合に交付金を交付）				
交付上限額	総事業費 12,000千円／1 被支援者					

(23) 水産業振興構造改善事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	316,623	316,367	256	－	H17～ (S37開始)	水産振興課 水産支援係
R 4 年補	2,960,201	2,960,201	－	－		
R 4 年度	269,408	269,124	284	－		
R 3 年補	1,660,254	1,660,254	－	－		
区分	非公共（交付金）			実施方法	補助	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	沿岸漁業を中心とした漁業における持続的な生産体制の構築に必要な漁業生産基盤としての共同利用施設等の整備及び衛生管理に対応した水産物供給体制の整備を推進する。					
事業内容	<p>1 主な事業内容</p> <p>(1) 増養殖施設整備事業 浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善経計画に基づく養殖施設の再配置のための係留資材の整備や養殖用及び法流用の魚介類などをふ化、育成する施設の整備（さけ・ます、内水面を除く）</p> <p>(2) 漁業共同利用施設整備事業 浜の活力再生プランの取組に位置付けられた漁業者等が行う生産現場の作業の協業化・効率化、漁獲物の衛生管理や付加価値向上、燃油コストの削減や省燃油、女性や高齢者の参画等のための施設及び浜の活力再生プランの策定地域における作業の安全性向上、漁業者の資質向上等に必要な施設の整備</p> <p>(3) 加工流通共同利用施設整備事業 浜の活力再生プランの承認を受けた漁村地域において、水産加工業者又は水産流通業者等が行う加工・流通の作業の協業化・効率化、水産物の衛生管理や付加価値向上のための加工、冷蔵等倉庫及び廃棄物処理施設等の整備</p> <p>(4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業 浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域における、競争力強化又は産地市場の統廃合の推進に資する施設の整備</p> <p>2 実施主体 市町村、水産業協同組合、漁業協同組合連合会など</p> <p>3 補助率 1/3、4/10、1/2、5.5/10以内（事業内容により異なる。）</p>					

(24) 漁場施設整備事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	12,030	—	12,030	—	S55～	水産振興課 漁場事業係
R 4年度	12,030	—	12,030	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	道が管理する漁場施設が永続的に当初の効果が発揮されるよう、管理、補修、改良事業等を実施するもの。					
事業内容	<p>1 事業主体及び事業費の負担 全額道費をもって負担する。</p> <p>2 事業内容 施設の管理運営のほか、流出した砂の補充や嵩上などによる機能維持および回復を行う。</p> <p>3 事業実績(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上施設の巡回点検等管理運営委託 1施設 ・施設の維持補修工事の実施 2施設 					

(25) 漁場整備開発事業計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	7,395	—	7,395	—	H6～	水産振興課 漁場整備係
R 4年度	7,395	—	7,395	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	水産基盤整備事業のうち、漁場造成の実施に必要な資料が不足している地区で、国庫補助による調査が実施できない地区について、道単予算による調査を行い、水産基盤整備計画の円滑な推進を図る。					
事業内容	<p>1 調査内容</p> <p>(1)事前調査 水産基盤整備事業（漁場関係）における基本計画を策定するために必要な適地性の検討に係る調査。（物理化学的、生物学的、社会経済的条件調査）</p> <p>(2)事業評価 水産基盤整備事業における計画策定又は効果の把握のため、造成漁場や天然漁場における漁場調査を行い、事業評価を行う。</p> <p>(3)技術検討 試験研究の成果や漁業者の意見等を踏まえた効果的かつ経済的な施設の整備の方法の検討に必要な調査を行う。</p> <p>2 調査期間 水産基盤整備事業のうち漁場施設の実施に係る調査として毎年度実施。</p> <p>3 事業実績（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降実施予定地区の計画調査等 3件 					

3 水産林務部水産局水産振興課

4 水産林務部水産局漁港漁村課

(26)

(1) 水産基盤整備事業（公共）

(1)

1 目的・概要等

北海道には現在243の漁港があり、その前面には恵みの場としての漁場が、背後には水産都市から小さな漁村まで様々な地域社会が形成されている。水産基盤整備事業はこのような環境において、安全で良質な水産物の安定供給はもとより、自然環境の保全・創造、水産業の発展、地域社会の活性化に貢献できる整備を目指している。

2 事業内容

I 水産基盤整備事業

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 水産流通基盤整備事業

安全・安心な水産物の安定供給と国民のニーズに的確に対応した衛生管理の高度化等を図るため、水産物の生産・流通の拠点となっている漁港等において、水産物の品質・衛生管理の向上、陸揚・集出荷機能の強化等に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を行う。

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき5億円を超えるもの。

2) 利用漁船の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が5千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。

3) 水産業の振興を図る上で、特に必要と認められるもの。

② 水産物供給基盤機能保全事業

水産業の健全な発展及びこれによる水産物の安定供給を図るため、水産基盤整備事業等により総合的かつ計画的に施設整備を実施してきたところであるが、近年、整備後の施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加してきていることから、管理を体系的に捉えた計画的な取り組みにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化・縮減を図る。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 漁港施設8/10～1/2、漁場施設1/2

○採択要件

1) 第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの。

・利用漁船の実隻数が50隻程度以上

・登録漁船隻数が50隻程度以上

・陸揚金額が1億円程度以上

・水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。

2) 第3種又は第4種漁港であること。

3) 漁場施設（増殖場、養殖場）については、当該漁場を利用している漁船の本拠地となる漁

港の港勢要件が上記1)又は2)に該当するものであること。

③ 漁港施設機能強化事業

漁港は、高潮、波浪等自然災害の被害を受けやすい条件下にあることに加えて、これまで過去の設計基準で整備された漁港施設においては、近年の自然条件の変化に対して十分に安全が確保されているものとなっていないことから、漁港の安全対策と漁業活動への影響を軽減させる観点から、近年の高潮、波高の増大等、自然災害の発生状況に予防的対策も含め的確に対応した漁港施設の機能強化を効果的に実施する。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 8/10～1/2

○採択要件

- 1) 計画事業費が1地区あたり5千万円以上20億円未満のもの（機能診断は2千万円以上）。
- 2) 近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設。
- 3) 現況の設計諸元が不足していることが要因となり、災害や事故等の発生が見込まれること。

(2) 水産資源環境整備事業

① 水産環境整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化しており、水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復を図ることが求められていることから、より広域的・俯瞰的な視点をもって漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施することにより、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、水産資源の持続的利用と水産物の安定供給を図る。

ア 利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場施設

・事業メニュー

魚礁（浮魚礁含む）、増殖場（着定基質、消波施設、海水交流施設等）、湧昇流漁場（マウンド礁）、養殖場（消波施設、区画施設等）

○事業主体 北海道

○国庫補助率 1/2

○採択要件

- 1) 計画事業費が1事業につき3億円を超えるもの（一部メニューを除く）
- 2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

イ 水域環境保全のための事業

・事業メニュー

堆積物の除去、底質改善（しゅんせつ、耕うん等（養殖場を含む））、作れい、藻場・干潟の整備、海水交流施設等の整備等

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの。(漁港区域内で行うしゅんせつについては、計画事業費が3千万円を超えるもの。)

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

② 水産生産基盤整備事業

我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあるほか、磯焼け等の拡大による藻場・干潟の減少、赤潮の発生、漂流・漂着ゴミの増加等によって漁場の環境が悪化している。そのような中、漁港は漁業の生産の場として重要であるとともに、漁港の静穏水域や漁港施設は、水産生物の幼稚仔の生育の場や餌料の培養等の役割も果たしていることから、浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と密接に関連する漁港の一体的な整備とともに、水域の環境保全対策を総合的に実施することによって、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定供給体制の構築を図る。

ア 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設(水産資源の増養殖機能付加含む)を一体的に整備する事業

○事業主体 北海道

○国庫補助率 漁港施設8/10~1/2、漁場施設1/2

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき3億円(ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの。

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

イ 養殖場を含む水域の環境保全のための事業

○事業主体 北海道、市町村、水産業協同組合

○国庫補助率 1/2、1/3、1/4、6/10

○採択要件

1) 計画事業費が1事業につき5千万円(市町村、漁協等が行う事業は、1千万円以上)を超えるもの。(一部メニューを除く)

2) 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等

(3) 水産基盤整備調査費補助

① 水産基盤整備総合計画調査

地域における水産基盤の計画的かつ効果的な整備を図るため、水産基盤整備事業及びその関連事業の実施に関し基本となる計画(マスタープラン)を策定するために必要な調査。

○事業主体 北海道

○国庫補助率 1/2

② 水産基盤整備計画課題調査

水産基盤整備を効果的かつ効率的に進めるため、水産基盤整備事業に関する計画の作成及びその実施に関して課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

○事業主体 北海道、市町村

○国庫補助率 1/2

③ 水産基盤整備技術課題調査

水産基盤整備事業を効果的かつ効率的に進めるため、技術的な課題を有する事業・地区について、その課題を解決するために必要な調査。

○事業主体 北海道、市町村

○国庫補助率 1/2

II 漁村整備事業

漁村の基盤的役割を担う漁村インフラ施設（漁業集落環境施設や漁港環境施設等）の整備を実施し、強靱化を推進することにより、水産業及び漁村の活性化と持続的な発展を図る。

○事業主体 市町村

○国庫補助率 1/2

○事業メニュー 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、用地整備

○採択要件

- 1) 漁業依存度が高く、今後も漁業の振興を図ることが適当であると認められる集落
- 2) 1事業の総事業費が3千万円を超えるもの（一部メニューを除く）等

III 農山漁村地域整備交付金

農山漁村地域のニーズに即して作成された計画に基づき、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の創意工夫によって、より事業効果を高める事業も実施が可能な、使い勝手のよい新たな交付金を創設し、農山漁村地域の総合的な整備を推進する。

実施事業の内、水産基盤整備事業関係は以下のとおり。

(1) 水産物供給基盤整備事業

地域の特性を活かしつつ、漁港及び漁場の整備、水域環境の保全を効率的・効果的に実施し、地域における水産資源の維持増大並びに流通・生産機能の強化を図り、もって地域の水産業の健全な発展を図る。

(2) 漁村再生交付金事業

活力の低下した漁村地域の再生を進めるため、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤施設や生活環境施設の効率的整備を行う。

○水産基盤整備事業等における北海道開発予算

(単位:千円)

令和4年度予算			令和5年度予算		
事業区分	事業費	国費	事業区分	事業費	国費
(水産基盤整備事業)			(水産基盤整備事業)		
直轄特定	14,641,000	14,641,000	直轄特定	14,648,000	14,648,000
水産流通	2,473,000	1,665,000	水産流通	2,636,000	1,689,000
機能保全	4,852,000	3,119,000	機能保全	4,962,000	3,253,000
機能強化	500,000	350,000	機能強化	490,000	343,000
水産環境	6,407,200	3,203,600	水産環境	6,401,200	3,200,600
水産生産	840,000	561,000	水産生産	734,000	462,000
漁村整備	500,000	250,000	漁村整備	600,000	300,000
調査費補助	4,000	2,000	調査費補助	34,000	17,000
(農山漁村地域整備交付金)			(農山漁村地域整備交付金)		
水産物供給基盤	824,000	556,000	水産物供給基盤	644,000	428,000
漁村再生交付金	345,000	207,000	漁村再生交付金	340,000	204,000
漁港環境	0	0	漁港環境	0	0
漁業集落環境	0	0	漁業集落環境	0	0
合計	31,386,200	24,554,600	合計	31,489,200	24,544,600

注. 直轄特定とは、国が整備を行う第3・4種漁港の整備をいう。

3 事業のイメージ

(1) 漁港整備事業の紹介

北海道の漁港は現在243港。水産物の生産・流通の拠点となっており、以下のような整備を進めている。

- ① 水産物の品質・衛生管理体制を強化するための屋根付岸壁や清浄海水導入施設等の整備。
- ② 異常気象に起因する越波や高潮による漁船などの被害を防止するため防波堤の嵩上げ等、漁港施設の機能強化対策。
- ③ 多くの漁港では航路や泊地が堆砂による埋塞傾向にあり、安全な利用に支障が生じているため防砂堤の整備等による漂砂対策の実施。
- ④ これまで整備された施設の老朽化や更新が必要な施設が増加していることから、これら施設の維持・延命化対策の実施。

【衛生管理対策としての屋根付岸壁整備】



【異常気象時の越波による漁船被害】



【堆砂による航路・泊地の埋塞】



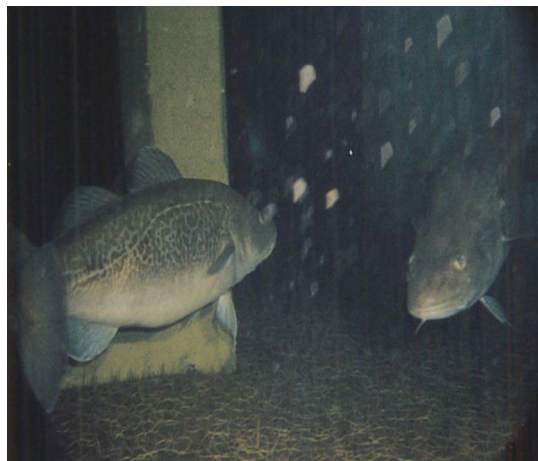
【老朽化が著しく対策が必要な漁港施設】



(2) 漁場整備事業の紹介

漁場の整備については、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げをめざし、水産生物の動態・生活史に配慮した沿岸・沖合域における良好な生息環境空間を創造する整備を進めている。

①魚礁



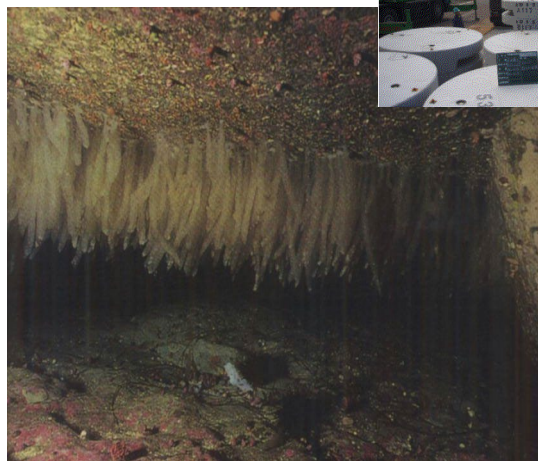
②産卵礁の造成



(ヤナギダコ産卵礁)



(ヤリイカ産卵礁)



③増殖場



(コンブ増殖場)



(ハタハタ産卵藻場)



4 水産林務部水産局漁港漁村課

(2) 漁港海岸事業（公共）

1 目的・概要等

「海岸保全基本計画」に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸保全を推進する。

2 事業内容

貴重な国土の侵食防止や道民の生命・財産を高潮、津波等による被害から守ることと併せて、海岸の利用や環境に配慮した海岸保全施設の新設・改良を行う。

海岸保全基本計画の整備目標

- 道民の生命・財産を守り、国土保全に資する質の高い安全な海岸の創造
----- 安全な海岸 -----
- 自然との共生を図り、豊かでうるおいある海岸の創造
----- 自然と共生する海岸 -----
- 利用しやすい親しみの持てる、美しい快適な海岸の創造
----- 利用される親しみやすい海岸 -----

尾岱沼漁港海岸(別海町)高潮対策事業



浸水状況

- ・高潮対策事業 : 国民経済上および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守る施設の新設・改良事業。
- ・連携事業 : 水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、近接する他事業と連携し計画的集中的に津波・高潮への対策を行う事業。
- ・津波対策緊急事業 : 津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に津波対策を行う事業
- ・海岸メンテナンス事業 : 予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向け海岸保全施設の老朽化対策または機能向上を計画的かつ集中的に整備する事業



背後家屋被害状況



施設整備状況

令和5年

事業名	事業主体	国庫補助率	実施箇所
高潮対策	北海道	2/3, 11/20	7
連携	北海道	11/20	1
津波対策緊急	北海道	11/20	1
海岸メンテナンス	北海道	11/20	2
合計			11

古平漁港海岸（古平町）海岸メンテナンス事業

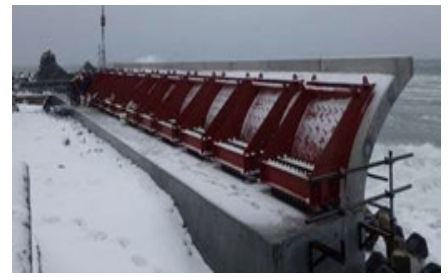
・全景



・護岸老朽化状況



・護岸整備状況



予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,191,000	696,000	495,000	S 32～	漁港漁村課 事業係
R 4年度	1,284,560	741,000	543,560		

(3) 漁港災害復旧事業費（公共）

1 目的・概要等

異常な天然現象により公共土木施設に被害が発生した場合、迅速に機能回復することを目的とする。

2 事業内容

公共土木施設の災害復旧は、地域の復旧・復興のため、迅速かつ確実に実施すべき基本事業であるが、災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出となるため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づく国の支援のもと、早期に原形に復旧を行う。

3 対象施設（漁港関係分抽出）

(1) 漁港

漁港漁場整備法に基づき指定された漁港に係る基本施設（防波堤等）又は漁港の利用上及び管理上重要な輸送施設（道路等）で、漁港台帳に記載されているもの。

(2) 海岸

漁港区域内の海岸法の規定に基づき指定された海岸又はこれに設置する堤防、護岸、離岸堤その他海岸を防護するための施設で、漁港海岸台帳に記載されているもの。

4 国庫負担率

国庫負担率 80%（北海道）

5 事業事例

- ・地震による岸壁エプロンの沈下（鵜川漁港【むかわ町】）



復旧前（岸壁の被災状況）



復旧工事の実施（タイ材取付 及び コンクリート舗装）



復旧後

予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	271,100	210,517	60,583	—	漁港漁村課 事業係
R 4年度	362,167	281,234	80,933	—	

(4) 漁港海岸特別対策事業費

1 目的・概要等

「災害対策基本法」の地域防災計画に基づく災害危険区域のうち、漁港区域内において台風、冬期風浪に伴う高潮や地震による津波の来襲、経常的な海浜の侵食などによる災害の発生を防止および災害の拡大を未然に防止することを目的とし海岸保全を推進する。

2 事業内容

災害の発生を未然に防止する必要がある地域において、公共事業に採択されない小規模な堤防、護岸、離岸堤、消波堤、消波工、根固工などの海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 事業財源

漁港海岸特別対策事業は、起債（自然災害防止事業）を財源として実施される事業である。自然災害防止事業とは、地方公共団体が、災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、地盤沈下対策、その他豪雪地域市町村が実施する関連防雪施設（雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設、なだれ防止施設等をいう。）に係る事業をいう。

4 漁港海岸の現状

道内の沿岸域に分布する漁港海岸の背後集落の多くは、半島や岬などに位置していることから波浪の影響を特に受けやすい地域となっている。また、背後に山が迫る狭隘な地形に集落が形成されており、災害に対して極めて脆弱な環境下にある。

5 事業実施箇所

○越波対策

恵山泊漁港海岸（稚内市）

離岸堤の設置



○越波対策

元和漁港海岸（乙部町）

護岸の改良



予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	250,000	—	250,000	—	S 58～	漁港漁村課 事業係
R 4年度	253,000	—	253,000	—		

(5) 漁港整備事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	585,169	—	585,169	—	S 33～	漁港漁村課 計画係
R 4 年度	585,169	—	585,169	—		
区分	道単独（公共関連）			実施方法	請負	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁業生産基盤である漁港の機能を維持、向上させるため、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）の新設、増設又は小規模な改良整備を行い、漁業の生産向上を図る。</p> <p>また、公共災害復旧事業に採択されない水域施設や用地等の復旧整備を行う。</p>					
事業内容	<p>対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港整備事業 （1）基本施設（外郭施設、係留施設、水域施設） （2）機能施設（輸送施設、漁港施設用地） 					

(6) 漁港計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	30,411	－	30,411	－	H元～	漁港漁村課 計画係 管理係
R 4 年度	30,411	－	30,411	－		
区分	道単独（公共関連）			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	公共事業の国費予算請求に要する資料等を収集するために、事前に道単独費により各種調査の実施、関係平面図の作成等を行い、水産物供給基盤整備事業等の公共事業の円滑かつ効率的な実施を図る。また、漁港施設用地と背後の民有地との境界が明確になっていない漁港について、用地測量を行い、漁港管理の適正化を図る。					
事業内容	区 分	調 査 の 内 容				
	漁港関係事業 事前調査	水産物供給基盤整備事業等の実施に先立って、地元関係者への事前説明や各種協議に必要な資料を作成する。				
	漁港整備事業 概略調査	漁港利用者及び関係機関と施設の安全性や利便性等について協議を行い、施設の規模を決定するのに必要な資料を作成する。				
	深浅調査	構造断面の決定及び数量の算出に必要な水深測量を行う。				
	静穏度解析調査	最適な静穏を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。				
	漂砂解析調査	最適な漂砂防止機能を有する港型を決定するために、シミュレーションを行う。				
	漁港関連道 予備調査	漁港関連道事業の概算請求に先立って、漁港利用者及び関係機関とルートを選定、構造断面等について協議を行い、道路の概要を決定するための各種調査。				
	漁港整備事業 費用対効果分析	新規事業採択時、また計画変更時において、整備を進める上での経済効果を把握し、事業の妥当性を検証するための経費。				
	漁村再生交付金 計画調査	漁村再生交付金の実施に先立って、国から承認を受けるための全体事業計画を策定するために行う調査に要する経費。				
	漁港区域関係調査	漁港区域の変更に必要な詳細調査や各種協議資料の収集及び作成を行う。				
	影 響 調 査	漁港区域の変更を行う際に、近隣の海岸や河川等への影響検討についてのシミュレーションを行う。				
	計画平面図作成	漁港の拡張整備等を行う際に、漁港区域と漁港施設との位置関係を明らかにするため、漁港計画平面図の作成を行う。				
	公有水面埋立 平面図作成	漁港用地の造成や漁港施設の整備により、水面の埋立を行う場合、「公有水面埋立法」に基づく埋立申請に必要な添付図面等の作成を行う。				
	漁港区域測量調査	漁港区域の官民境界線の明確化及び公共空地の用途廃止等を行うための測量に要する経費。				

(7) 漁港漁村活性化対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	191,800	131,080	40,481	20,239	S 29～	漁港漁村課 計画係
R 4年度	380,100	321,500	41,468	17,132		
区分	非公共（交付金）、道単独、負担金			実施方法	補助、直営	
実施主体	別記			負担区分	別記	
事業目的	<p>漁港の機能向上や利用の円滑化を図るため、現有ストック効果の最大化、就労環境や漁港機能の改善に係る施設整備を実施し、漁港機能を増進する。</p> <p>また、漁業地域の活性化と漁村の暮らしを守るための防災対策施設等の整備を実施する。</p>					
事業内容	<p>1 内容</p> <p>(1) 漁港機能の高度化 水産業の振興により地域の活性化を図ることを目的とした海業支援のための施設整備を実施。</p> <p>(2) 防災対策 災害発生時の迅速な避難のための援助施設や防災情報の伝達施設の整備を実施。</p> <p>(3) 漁港機能増進事業 漁業者が安心・安全な漁業活動を営むための施設整備や漁港施設の適切な維持管理を行うための漁港機能保全計画の見直しを実施。</p> <p>2 事業主体 事業主体：道、市町村、水産業協同組合 補助率：8/10、7/10、6/10、5.5/10、1/2（事業内容により異なる。）</p>					

(8) 漁港海岸維持補修費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	31,000	—	—	31,000	S 49～	漁港漁村課 事業係
R 4年度	31,000	—	—	31,000		
区分	道単独			実施方法	請負	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁港海岸保全区域内において、道が管理する海岸保全施設のうち老朽化等により著しく機能が低下した施設を補修すること、または海岸に漂着した流木等により施設の機能が阻害されている場合に、流木等の処理を行うことにより、既存施設を適切かつ有効に機能させ、災害の発生を未然に防止する。</p>					
事業内容	海岸保全施設の補修、流木処理					

(9) 漁港海岸計画調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	14,596	—	14,596	—	H 2～	漁港漁村課 事業係
R 4年度	14,596	—	14,596	—		
区分	道単独（公共関連）			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁港海岸保全事業を計画するに当たり、気象、海象、侵食状況等海岸の基本的事項の把握をはじめ、海岸保全施設の機能に関する調査等を行い事業執行に必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>並びに、海岸保全基本計画に基づく計画（H15～）の策定及び漁港区域の変更に伴う漁港海岸保全区域の指定及び指定変更を行い、円滑な事業執行を図る。</p>					
事業内容	深浅測量、区域測量調査、費用対効果分析、設計等					

(10) 災害調査費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	33,000	—	33,000	—	H 9～	漁港漁村課 事業係
R 4年度	46,000	—	46,000	—		
区分	道単独			実施方法	委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>負担法に基づく漁港施設及び漁港海岸施設の災害復旧事業を実施するに当たり、国庫負担申請に必要な設計図書を作成するため、埋塞や風浪などによる漁港関係施設の破損状況調査、及び測量船や潜水船により水中部を調査することで確実な被災状況を把握することを目的とし、迅速な災害復旧事業の執行を図る。</p>					
事業内容	被害の実態を把握する測量調査、潜水調査、設計					

(11) 漁港利用適正化推進指導費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係	
R 5年度	32,524	—	—	32,524	H12～	漁港漁村課	
R 4年度	30,280	—	—	30,280		管理係	
区分	道単独			実施方法	委託		
実施主体	北海道			負担区分	道10/10		
事業目的	漁港の適切な利用を維持するため、漁船以外の船舟所有者に対し、北海道漁港管理条例の改正趣旨などを啓発するとともに、利用可能漁港における適正利用の指導や不適切な利用者の情報収集等を行う。						
事業内容	<p>1 業務の内容</p> <p>(1) 指定施設への適切な誘導・指導</p> <p>(2) 不適切な利用者の情報収集及び利用状況の確認</p> <p>(3) 漁港内での安全航行、地域ごとの細やかなルールの啓発</p> <p>2 業務の方法</p> <p>利用可能漁港のうち監視人の配置が必要な漁港が所在する市町村又は漁業協同組合等に委託する。</p>						

(12) 漁港維持補修費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係																									
R 5年度	195,452	—	—	195,452	H12～	漁港漁村課																									
R 4年度	209,294	—	—	209,294		管理係																									
区分	道単独			実施方法	請負・委託																										
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10																										
事業目的	北海道が管理する漁港の基本施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共用地）が災害によらない老朽化または破損、流出、埋没した場合に原形に復旧するための補修をし、良好な漁港機能の維持保全を図る。																														
事業内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 漁港維持補修工事・・・防舷材、係船柱環、側溝補修等</p> <p>(2) 漁港内清掃・・・・・・・・・・漁港内清掃を委託</p> <p>(3) 港灯電池、バッテリー、危険防止用品等の購入</p> <p>(4) 漁港パトロール・・・・・・・・管内各漁協にパトロール実施を委託</p> <p>2 事業の実績（漁港維持補修費）</p> <p>（漁港維持補修工事分のみ）</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">R元</th> <th colspan="2">R 2</th> <th colspan="2">R 3</th> <th colspan="2">R 4</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>338</td> <td>160,577</td> <td>312</td> <td>159,489</td> <td>308</td> <td>165,123</td> <td>289</td> <td>150,017</td> </tr> </tbody> </table>							R元		R 2		R 3		R 4		箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	338	160,577	312	159,489	308	165,123	289	150,017
R元		R 2		R 3		R 4																									
箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費	箇所数	事業費																								
338	160,577	312	159,489	308	165,123	289	150,017																								

漁港漁村課

5 水産林務部水産局漁業管理課

(1) 海洋新秩序確立推進対策費（資源管理体制推進事業）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係																																																																																						
R 5年度	3,325	—	—	3,325	H 8～(受託 はH23～)	漁業管理課																																																																																						
R 4年度	3,325	—	—	3,325		資源管理係																																																																																						
区分	受託事業			実施方法	受託																																																																																							
実施主体	北海道資源管理協議会			負担区分	協議会 10/10																																																																																							
事業目的	<p>「漁業法（平成9年1月から令和2年12月までは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」）」に基づき、漁獲量を管理するTAC管理（TAC：魚種毎の年間の漁獲量の上限）が実施されており、国の資源管理基本方針に基づき本道に配分されたTAC数量の適正な管理を行うため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、管理区分ごとの配分基準等を定める北海道資源管理方針を策定し、当該方針内容の普及啓発を図るとともに、漁獲量の集計管理等を行い、本道周辺水域における水産資源の保存及び管理とその持続的利用を図る。</p>																																																																																											
事業内容	<p>○北海道資源管理方針の策定 ・・国の資源管理基本方針により本道に配分された数量に基づき、試験研究機関等との協議、説明会等を実施し、北海道資源管理方針を策定する。 ○普及・啓発・・TAC制度・道資源管理方針のパンフレットを作成し、普及啓発を図る。 ○漁獲管理・報告・・漁獲報告に関する現地指導、報告の集計・管理等を行う。</p> <p>TAC管理対象魚種とTAC当初配分（令和5年6月現在 北海道関係分）（単位：トン）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象魚種</th> <th rowspan="2">管理の 期間</th> <th colspan="2">TAC</th> <th colspan="2">大臣管理分</th> <th colspan="2">道知事管理分</th> </tr> <tr> <th>令和5年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さんま</td> <td>1月～12月</td> <td>155,335</td> <td>155,335</td> <td>132,500</td> <td>118,900</td> <td>6,300</td> <td>18,300</td> </tr> <tr> <td>すけとうだら</td> <td>4月～翌年3月</td> <td>258,300</td> <td>250,500</td> <td>165,400</td> <td>161,400</td> <td>91,000</td> <td>87,500</td> </tr> <tr> <td>まあじ</td> <td>1月～12月</td> <td>152,400</td> <td>156,200</td> <td>45,200</td> <td>46,300</td> <td>現行水準</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>まいわし</td> <td>1月～12月</td> <td>922,000</td> <td>791,000</td> <td>577,600</td> <td>445,500</td> <td>38,600</td> <td>31,200</td> </tr> <tr> <td>まさば及び ごまさば</td> <td>7月～翌年6月</td> <td>510,000</td> <td>509,000</td> <td>289,800</td> <td>288,500</td> <td>現行水準</td> <td>現行水準</td> </tr> <tr> <td>するめいか</td> <td>4月～翌年3月</td> <td>79,200</td> <td>79,200</td> <td>50,700</td> <td>49,900</td> <td>5,600</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>ずわいがに</td> <td>7月～翌年6月</td> <td>1,043</td> <td>1,043</td> <td>875</td> <td>875</td> <td>168</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">くろまぐろ</td> <td>小型魚</td> <td>3,565.0</td> <td>3,577.1</td> <td>1,269.0</td> <td>1,269.0</td> <td>17.6</td> <td>12.8</td> </tr> <tr> <td>大型魚</td> <td>6,244.0</td> <td>6,231.9</td> <td>4,419.2</td> <td>4,391.8</td> <td>319.6</td> <td>319.6</td> </tr> </tbody> </table>							対象魚種	管理の 期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	さんま	1月～12月	155,335	155,335	132,500	118,900	6,300	18,300	すけとうだら	4月～翌年3月	258,300	250,500	165,400	161,400	91,000	87,500	まあじ	1月～12月	152,400	156,200	45,200	46,300	現行水準	現行水準	まいわし	1月～12月	922,000	791,000	577,600	445,500	38,600	31,200	まさば及び ごまさば	7月～翌年6月	510,000	509,000	289,800	288,500	現行水準	現行水準	するめいか	4月～翌年3月	79,200	79,200	50,700	49,900	5,600	5,600	ずわいがに	7月～翌年6月	1,043	1,043	875	875	168	168	くろまぐろ	小型魚	3,565.0	3,577.1	1,269.0	1,269.0	17.6	12.8	大型魚	6,244.0	6,231.9	4,419.2	4,391.8	319.6	319.6
対象魚種	管理の 期間	TAC		大臣管理分		道知事管理分																																																																																						
		令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年																																																																																					
さんま	1月～12月	155,335	155,335	132,500	118,900	6,300	18,300																																																																																					
すけとうだら	4月～翌年3月	258,300	250,500	165,400	161,400	91,000	87,500																																																																																					
まあじ	1月～12月	152,400	156,200	45,200	46,300	現行水準	現行水準																																																																																					
まいわし	1月～12月	922,000	791,000	577,600	445,500	38,600	31,200																																																																																					
まさば及び ごまさば	7月～翌年6月	510,000	509,000	289,800	288,500	現行水準	現行水準																																																																																					
するめいか	4月～翌年3月	79,200	79,200	50,700	49,900	5,600	5,600																																																																																					
ずわいがに	7月～翌年6月	1,043	1,043	875	875	168	168																																																																																					
くろまぐろ	小型魚	3,565.0	3,577.1	1,269.0	1,269.0	17.6	12.8																																																																																					
	大型魚	6,244.0	6,231.9	4,419.2	4,391.8	319.6	319.6																																																																																					

(2) 水産資源管理総合対策事業費（資源管理体制推進事業）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当係
R 5年度	1,930	－	275	1,655	H17～（受託 はH23～）	漁業管理課 資源管理係
R 4年度	1,961	－	306	1,655		
区分	道単独、受託事業			実施方法	直営、受託	
実施主体	北海道、北海道資源管理協議会			負担区分	道 10/10、協議会 10/10	
事業目的	資源評価結果などの科学的知見に基づいて、関係漁業の実態に見合った資源管理を促進するため、北海道資源管理協議会からの委託を受け、資源状況の周知、資源管理の啓発を図り、更に資源状況に応じた高度な資源利用や悪化した資源の回復を目指した総合的な取組方向を検討し、水産資源の持続的利用を目指す。					
事業内容	<p>○主要24魚種42海域の資源評価と管理対策検討</p> <p>○北海道資源管理方針に関する関係者間の検討</p> <p>○資源管理の周知啓発（資源管理マニュアルの作成）</p> <p>○資源状況に応じた高度な管理・利用の検討</p> <p>○資源状態が悪化した魚種の管理促進</p> <p>[推進体制]</p> <p>北海道・地方独立行政法人北海道立総合研究機構</p> <div style="text-align: center;"> </div>					

(3) 漁船管理推進事業費（漁船管理情報処理システム費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	2,039	—	333	1,706	H 8 ~	漁業管理課
R 4 年度	2,064	—	358	1,706		漁業調整係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁船登録事務の効率化を図るとともに海上保安部などの関係機関からの漁船登録内容に係る照会や取締り、許認可事務等の漁船検索に当該システムを活用し、作業の迅速化・簡素化を図る。</p> <p>このほか、漁船登録状況の推移を把握するために北海道漁船統計表等の作成を行う。</p>					
事業内容	<p>漁船情報処理システムを活用し、漁船登録情報のデータベース化・システム化を行うことにより、事務の迅速化・効率化に努める。</p> <p>(1) 漁船登録事務 (2) 漁船登録変更事務 (3) 漁船登録票再交付事務 (4) 漁船検認事務（検認漁船の検索等） (5) 漁船登録謄本交付事務 (6) 定期漁船報告事務 (7) 漁船統計表作成事務</p>					

(4) 漁船管理推進事業費（漁船法等施行事務費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	5,165	—	—	5,165	S25～	漁業管理課
R 4年度	3,917	—	—	3,917		漁業調整係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	漁船法及び船舶法の規定に基づく、漁船の建造・改造許可、認定、登録及び検認、小型漁船の測度等の事務、並びに小型漁船安全確保の指導等を行う。					
事業内容	<p>1 漁船建造・改造に対する指導強化</p> <p>(1) 漁業者に対し、漁船の安全性や経済性を重視した建造・改造計画の指導を強化する。</p> <p>(2) 適正な業務の推進を図るため、関係機関との連携を緊密にし、次の指導を強化する。</p> <p>① 違反建造・改造及び事前着工の未然防止指導</p> <p>② 建造・改造許可申請書類による漁船の安全性の点検</p> <p>③ 建造・改造工事中の点検</p> <p>④ 道外建造・改造船の登録前の事前点検</p> <p>2 漁船法関係事務担当者会議及び船舶法関係研修会の開催</p> <p>(1) 漁船事務担当者会議</p> <p>実施時期及び場所 7～8月 札幌市</p> <p>対象者 振興局担当者</p> <p>(2) 小型漁船測度研修会</p> <p>実施時期及び場所 9～11月 道内2か所</p> <p>対象者 振興局及び漁協担当者</p> <p>3 漁船事務体制の整備</p> <p>漁船事務の厳正な執行は、本道漁業の適正な発展の根幹をなすものという観点に立ち、国の関係機関、他県等及び各振興局間の連携の一層の緊密化を図り、併せて関係事務の適正処理と本道を主たる根拠地とする漁船の動静及び勢力の的確な把握とともに事務の効率化を図る。</p>					

(5) 漁業調整指導対策事業費（漁業調整指導費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	735	200	211	324	S 25～	漁業管理課 漁業調整係 サケマス係 遊漁内水面係
R 4年度	635	212	249	174		
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2・道1/2	
事業目的	<p>国への経由事務を円滑に行うため、大臣許可漁業の実態を把握するとともに、大臣許可漁業及び知事許可漁業の各種事務における処理審査等の円滑化を図る。</p> <p>道内の漁業実態に応じた漁業調整規則の改正や漁業権漁業の管理行使の適正化指導の実施に加えて、漁業権漁業と他種漁業の調整を図る。</p>					
事業内容	<p>1 実態把握及び操業指導 実態把握・審査等を行うことにより法令の遵守、励行及び漁場紛争の未然防止を図り、円滑な漁業調整を推進するとともに、大臣・知事許可漁業の許可申請内容等の確認及び操業指導を行っていく。</p> <p>2 漁業調整規則の改正 北海道漁業調整規則は、水産資源の保護培養を期するとともに、漁業取締りや円滑な漁業調整により漁業秩序の確立を図ることを目的に、令和2年11月19日に制定された。本規則は、漁業調整の基本となる規則であり、漁業調整の複雑化や資源保護を必要とする水産動植物の対象やその規制内容など、これまで同様、必要に応じ改正を行っていく。</p> <p>3 漁業権漁業の管理指導 (1) 漁業権漁業に関する一般的指導 ① 漁業関係法令に基づく漁業権漁業の適正な行使に関する指導 ② 漁業権行使規則及び遊漁規則の適正な運用指導 ③ 海区委員会指示等による漁業権漁業と他種漁業との調整指導 (2) 共同・区画漁業に関する事項 ① 漁業権行使状況の的確な把握 ② 刺し網漁業等による秋さけ混獲の適正化指導 ③ 第五種共同漁業に係る増殖義務の履行促進の指導 (3) 定置漁業に関する事項 ① 定置漁業経営状況の的確な把握 ② 経営体質の強化に向けた指導</p>					

(6) 漁業調整指導対策事業費（沖合漁業調整対策費・沿岸漁業操業指導費）

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	5,619	1,059	16	4,544	H17～	漁業管理課
R 4 年度	3,102	1,059	16	2,027		漁業調整係
区分	道単独、非公共(交付金・委託金)			実施方法	直営、受託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2・道1/2	
事業目的	<p>ロシア連邦200海里水域内の漁業規制強化に伴い、本道漁船の操業は減少あるいは撤退を余儀なくされている。この影響を受けて本道沿岸海域においては、各種漁業が輻輳して操業するため、漁場利用の関係が複雑化していることから、沿岸漁業と沖合漁業の漁業調整や指導を行う。</p> <p>また、本道周辺海域における操業実態を的確に把握し、指導方針の樹立や操業指導を実施することにより、沿岸漁業の安定と発展に務める。</p> <p>国は自衛隊法第105条により訓練のために漁船への制限又は禁止をした場合、漁業経営上の損失を補償することとしており、道では自衛隊静内対空射場水域の使用に伴う漁業損失補償事務を委託されていることから、当該水域における射撃訓練の漁業への影響度や漁業者意見等を把握する。</p>					
事業内容	<p>1 沖合漁業における操業指導及び漁業調整</p> <p>(1) 操業規制協議 沖合漁業（いか釣り、さんま漁業等）にあつては、道外漁船の入会が多いことから、適正な操業体制を維持するため、操業規制の制定にあつて、関係者と協議を実施する。</p> <p>(2) 操業調整 操業規制等に関して各種操業調整協議会等を開催して調整を図る。</p> <p>(3) 操業指導 操業規制等に係る道外漁船等に対する現地指導を行う。</p> <p>2 沿岸漁業における操業指導及び漁業調整</p> <p>(1) 操業指導・操業調整 許可等に関する制限措置等の取扱いをはじめ、漁業法に関する各種法令や操業協定等の他種漁業等との取り決め事項等の遵守を図るとともに漁場の競合などから、他種漁業等とのトラブルを防止するため、漁場の相互利用や資源保護等についての協議などの調整を図る。</p> <p>(2) 実地検査 許可申請に基づき内容を精査し許可処分することとなるが、許可証交付時に申請者毎に漁船・漁具等について検査を実施する。</p> <p>3 自衛隊関係漁業補償事務</p> <p>(1) 影響調査 損失補償を受ける対象漁業者の意見把握及び関係機関との打合せ等を実施する。</p>					

(7) 漁業権切替関連事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係																																																	
R 5 年度	4,941	—	4,941	—	H17～	漁業管理課 漁業調整係																																																	
R 4 年度	24,351	—	24,351	—		サケマス係 遊漁内水面係																																																	
区分	道単独			実施方法	直営																																																		
実施主体	北海道			負担区分	道10/10																																																		
事業目的	<p>漁業権とは、「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」とされ、都道府県知事の免許によって設定されるもので、存続期間は漁業法第75条第1項の規定に基づき、5年（区画、定置）又は10年（共同）となっており、令和5年度に全ての漁業権の切替時期を迎える。この漁業権の切替事務については、漁業法第63条の規定に基づく漁場計画の策定が必要であり、概ね2年の期間が必要である。</p> <p>令和5年度は漁場計画の決定、免許事務の審査・審議を行う。</p>																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>主な漁業</th> <th>存続期間</th> <th>前回免許</th> <th>有効期間</th> <th>件数</th> <th>次期切替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海面</td> <td>共同漁業権</td> <td>うに、なまこ、そい刺し網、ほっけ小定置網、かれい底建網</td> <td>10年</td> <td>H25.9.1</td> <td>H25.9.1～R5.8.31</td> <td>394</td> <td>R5.9.1</td> </tr> <tr> <td>海面</td> <td>区画漁業権</td> <td>こんぶ養殖、ほたてがい養殖</td> <td>5年</td> <td>H30.9.1</td> <td>H30.9.1～R5.8.31</td> <td>209</td> <td>R5.9.1</td> </tr> <tr> <td>海面</td> <td>定置漁業権</td> <td>さけ定置網、いわし定置網</td> <td>5年</td> <td>H31.1.1</td> <td>H31.1.1～R5.12.31</td> <td>1,103</td> <td>R6.1.1</td> </tr> <tr> <td>内水面</td> <td>共同漁業権</td> <td>しじみ、わかさぎ小定置網</td> <td>10年</td> <td>H25.9.1</td> <td>H25.9.1～R5.8.31</td> <td>50</td> <td>R5.9.1</td> </tr> <tr> <td>内水面</td> <td>区画漁業権</td> <td>こい養殖、やまべ養殖</td> <td>5年</td> <td>H31.1.1</td> <td>H31.1.1～R5.12.31</td> <td>15</td> <td>R6.1.1</td> </tr> </tbody> </table>							区分		主な漁業	存続期間	前回免許	有効期間	件数	次期切替	海面	共同漁業権	うに、なまこ、そい刺し網、ほっけ小定置網、かれい底建網	10年	H25.9.1	H25.9.1～R5.8.31	394	R5.9.1	海面	区画漁業権	こんぶ養殖、ほたてがい養殖	5年	H30.9.1	H30.9.1～R5.8.31	209	R5.9.1	海面	定置漁業権	さけ定置網、いわし定置網	5年	H31.1.1	H31.1.1～R5.12.31	1,103	R6.1.1	内水面	共同漁業権	しじみ、わかさぎ小定置網	10年	H25.9.1	H25.9.1～R5.8.31	50	R5.9.1	内水面	区画漁業権	こい養殖、やまべ養殖	5年	H31.1.1	H31.1.1～R5.12.31	15	R6.1.1
区分		主な漁業	存続期間	前回免許	有効期間	件数	次期切替																																																
海面	共同漁業権	うに、なまこ、そい刺し網、ほっけ小定置網、かれい底建網	10年	H25.9.1	H25.9.1～R5.8.31	394	R5.9.1																																																
海面	区画漁業権	こんぶ養殖、ほたてがい養殖	5年	H30.9.1	H30.9.1～R5.8.31	209	R5.9.1																																																
海面	定置漁業権	さけ定置網、いわし定置網	5年	H31.1.1	H31.1.1～R5.12.31	1,103	R6.1.1																																																
内水面	共同漁業権	しじみ、わかさぎ小定置網	10年	H25.9.1	H25.9.1～R5.8.31	50	R5.9.1																																																
内水面	区画漁業権	こい養殖、やまべ養殖	5年	H31.1.1	H31.1.1～R5.12.31	15	R6.1.1																																																
事業内容	<p>●事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R 4：漁場計画の検討、現行漁場の見直し（どこにどういう漁場を作るか） ・ R 5：漁場計画の決定、免許事務の審査・審議（誰に免許を与えるか） <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th colspan="4">R 4 年度</th> <th colspan="4">R 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容</td> <td>要望及び漁場条件の調査</td> <td>切替方針の策定と配付。説明会開催</td> <td>漁場連絡図の配付</td> <td>漁場計画(草案)の策定</td> <td>漁場計画(原案)の策定</td> <td colspan="3">漁場計画(最終案)の策定 委員会 公聴会 決定公示</td> <td>免許申請委員会 諮問 適格性審査</td> <td>免許者決定 免許公示</td> </tr> </tbody> </table>							時期	R 4 年度				R 5 年度				内容	要望及び漁場条件の調査	切替方針の策定と配付。説明会開催	漁場連絡図の配付	漁場計画(草案)の策定	漁場計画(原案)の策定	漁場計画(最終案)の策定 委員会 公聴会 決定公示			免許申請委員会 諮問 適格性審査	免許者決定 免許公示																												
時期	R 4 年度				R 5 年度																																																		
内容	要望及び漁場条件の調査	切替方針の策定と配付。説明会開催	漁場連絡図の配付	漁場計画(草案)の策定	漁場計画(原案)の策定	漁場計画(最終案)の策定 委員会 公聴会 決定公示			免許申請委員会 諮問 適格性審査	免許者決定 免許公示																																													
	<p>●事業区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業権切替関連経費</td> <td>道・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の事務的経費</td> </tr> <tr> <td>漁業権免許漁場図等作成事業費</td> <td>漁場連絡図漁業権漁場図 共同・大規模区画、定置・小規模区画、内水面</td> </tr> </tbody> </table>							区分	内容	漁業権切替関連経費	道・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の事務的経費	漁業権免許漁場図等作成事業費	漁場連絡図漁業権漁場図 共同・大規模区画、定置・小規模区画、内水面																																										
区分	内容																																																						
漁業権切替関連経費	道・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会の事務的経費																																																						
漁業権免許漁場図等作成事業費	漁場連絡図漁業権漁場図 共同・大規模区画、定置・小規模区画、内水面																																																						

(8) 秋サケ資源回復加速化事業費

【目的・概要等】

秋サケは全道の漁業生産額の約2割を占め、水産関連産業を初めとする地域経済を支える重要な魚種であるが、平成28年より来遊資源が著しく減少し、最低の水準となっている。

このため、秋サケ資源の早急な回復に向けて、関係機関と連携し放流する稚魚の生き残りを高め、秋サケの回帰率向上を図るための対策を実施する。

【事業内容】

DHA添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化、稚魚の飼育環境向上に資するふ化場の改修や増殖設備の整備に対する支援、沿岸水温モニタリングによる稚魚の放流適期把握のほか、増殖事業の技術力向上に資するふ化放流マニュアルの改訂に対する支援を行い、秋サケ資源の早期回復を図る。

区分	事業内容	実施主体	実施方法	負担区分
遊泳力強化	油脂（DHA）添加餌料の給餌による稚魚の遊泳力強化を全道の海域で実施	さけ・ます増殖を目的とする一般社団法人	委託	道 10/10
施設整備支援	健康な稚魚飼育に必要な増殖施設等の整備や老朽施設の改修に対する支援	（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/4
沿岸水温監視	沿岸水温のモニタリングによる稚魚の放流適期把握	北海道	直営	—
技術力向上	ふ化放流事業実施マニュアルの改訂により先進事例等を全道に普及する取組に対する支援	（公社）北海道さけ・ます増殖事業協会	補助	道 1/2

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	52,105	—	52,105	—	R 3～	漁業管理課
R 4年度	51,576	—	51,576	—		サケマス係

(9) さけ・ます増殖事業安定化特別対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,346	572	774	－	H11～	漁業管理課
R 4年度	1,346	572	774	－		サケマス係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10、国1/2、道1/2	
事業目的	本道におけるさけ・ます増殖事業の円滑な推進体制を確保するため、道がさけ・ますふ化放流計画の策定、来遊資源の予測等さけ・ます増殖事業の統括管理を行うことにより、本道の基幹漁業であるさけ・ます漁業の維持安定を図る。					
事業内容	1. さけ・ますふ化放流計画策定管理費					
	区 分	事 業 内 容				実施主体
	ふ化放流計画策定事務	全道さけ・ますふ化放流計画の策定				北海道
	事業進行管理・技術指導	民間増殖団体への計画に沿った事業実施や技術の指導				北海道

(10) 保護水面管理事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	7,988	—	7,988	—	S29～	漁業管理課
R 4年度	7,649	—	7,649	—		遊漁内水面係
区分	道単独			実施方法	直営・委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10	
事業目的	水産資源保護法（昭和26年12月17日施行）に基づき水産資源の保護培養のため知事が指定した「保護水面」及び北海道漁業調整規則に基づき知事が指定した「資源保護水面」の管理を行う。					
事業内容	<p>1 保護水面設定水域</p> <p>(1) 保護水面 : サケ・マス（28河川）、サケ・マス、イトウ（3河川）、サケ・マス、オシヨロコマ（1河川）</p> <p>(2) 資源保護水面：ヤマベ（12河川）</p> <p>2 管理事業</p> <p>(1) 水産資源保護法第22条に基づく工事等に係る許可、協議のほか、事前指導を通じて環境保全を図る。</p> <p>(2) 水面パトロール（密漁防止）</p> <p>ア 業務内容 密漁防止、天然産卵床の管理、稚魚の保護、砂利採取、汚水排水等の監視</p> <p>イ 管理方法 漁業協同組合等への委託</p> <p>3 調査事業（さけます・内水面水産試験場）</p> <p>(1) 事業内容 保護水面の生息環境、生息魚類、繁殖状況等の調査（河川）</p> <p>(2) 主な項目 親魚遡上量、天然産卵床、河川環境、魚類相、稚魚の成長、生息密度、植生、流下生物</p>					

(11) 河川遡上環境改善対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係	
R 5年度	9,387	—	9,387	—	S49～	漁業管理課	
R 4年度	13,559	—	13,559	—		遊漁内水面係	
区分	道単独			実施方法	直営・請負・委託		
実施主体	北海道			負担区分	道10/10・道10/10・道10/10		
事業目的	<p>サケ・マス類にとって、河川は親魚の産卵や稚魚の成育に重要な場所であるが、河川工事による工作物の設置が資源の増大に影響を及ぼしている状況にある。</p> <p>このような状況の中で、保護水面、資源保護水面及びサケ・マス増殖河川など、サケ・マス類の増殖に必要と認められる河川において、親魚の遡上や稚魚の成育、降下ができる河川環境を確保し、サケ・マス類の天然繁殖を助長するため設置した魚道を巡回し、その効果調査、簡易改良及び維持管理を図る。</p>						
事業内容	魚道簡易改良・維持補修事業						
	区分	国費	道費	計	備考		
	事業費	—	9,387	9,387	巡回・維持管理		
	※魚道設置状況						
		石狩	後志	檜山	渡島	胆振	日高
	箇所数	1 河川	10河川	9 河川	19河川	1 河川	6 河川
		5 箇所	55箇所	31箇所	42箇所	2 箇所	9 箇所
		根室	オホーツク	宗谷	留萌	全道計	
	箇所数	1 河川	5 河川	1 河川	5 河川	58河川	
		1 箇所	16箇所	1 箇所	13箇所	175箇所	

(12) 内水面漁業育成強化対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	324	—	324	—	H5～	漁業管理課
R 4年度	324	—	324	—		遊漁内水面係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	（一社）北海道内水面漁業連合会			負担区分	道1/2	
事業目的	<p>本道内水面漁業及び養殖業の育成強化を図るため、一般社団法人 北海道内水面漁業連合会が全道の内水面漁業者や養殖業者、一般消費者を対象として実施する情報活動費及び指導研修費について助成する。</p>					
事業内容	対象事業	事業内容			実施主体	補助率
	情報活動費	(1) 情報誌（機関誌）の発行 (2) 情報収集・発信活動 各種講習会、研修会及び一般消費者を対象とした消費拡大に関する宣伝等			一般社団法人 北海道内水面 漁業連合会	事業費補助 1/2以内
指導研修費	(1) 研修会の開催 (2) 会員への技術指導					

(13) 外来魚拡散防止総合対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係						
R 5 年度	51	—	51	—	H20～	漁業管理課						
R 4 年度	51	—	51	—		遊漁内水面係						
区分	道単独			実施方法	直営							
実施主体	北海道			負担区分	道10/10							
事業目的	外来魚の生息実態を把握し、地域における効果的・継続的な駆除等の対策に向けた取組を促進するとともに、密放流防止の啓発を実施して外来魚の拡散防止を図る。											
事業内容	<p>○ 地域協議会 駆除に向け、地元関係者間の意見を調整し、必要な対策を実施するため開催する。 令和5年度計画</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後志</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>胆振</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>						実施地区	回数	後志	1回	胆振	1回
実施地区	回数											
後志	1回											
胆振	1回											

(14) 内水面漁業・養殖業振興対策事業費補助金

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係								
R 5 年度	600	600	—	—	R元～	漁業管理課								
R 4 年度	600	600	—	—		遊漁内水面係								
区分	非公共（交付金）			実施方法	別記									
実施主体	別記			負担区分	別記									
事業目的	減少傾向にある内水面漁業・養殖業の生産量の増大を図るため、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して助成する。													
事業内容	<p>国の「浜の活力再生交付金」を活用し、資源状況調査や生産工程管理の取組に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>対象経費</td> <td> 1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及 </td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>補助</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国1/2、実施主体1/2</td> </tr> </tbody> </table>						対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及	実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会	実施方法	補助	負担区分	国1/2、実施主体1/2
対象経費	1 内水面水産資源環境調査分析事業 (1)内水面水産資源量調査 (2)内水面における漁場環境の再生に関する調査・指導 2 養殖生産工程管理促進事業 (1)養殖生産履歴の記録手法の策定 (2)養殖生産履歴の記録手法の普及													
実施主体	内水面漁協、(一社)北海道内水面漁業連合会													
実施方法	補助													
負担区分	国1/2、実施主体1/2													

(15) 遊漁調整総合対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	5,859	1,274	3,897	688	S59～	漁業管理課
R 4年度	3,671	481	3,070	120		遊漁内水面係
区分	道単独（H17税源移譲）、非公共（交付金）			実施方法	直営・補助	
実施主体	北海道・北海道釣り団体連合会			負担区分	道10/10、国1/2 道1/2・道1/2	
事業目的	近年、道民が遊漁を楽しむ機会が増加しているが、一方で漁具の被害、ゴミの放置などトラブルが発生し、漁業生産活動に支障をきたしている。これらを解消し、漁業の安定的な発展と健全な遊漁の確立を図るため、ルールとマナーの啓発指導や遊漁船業者への指導等を行う。					
事業内容	<p>1 遊漁者等適正管理推進費 遊漁者におけるルールとマナーの啓発対策等を講じるとともに、海面の円滑な利用を図るため、関係者による協議会を開催する。 また、北海道釣り団体連合会が行う教育研修に要する経費に助成する。</p> <p>2 遊漁制度構築推進費 船釣りライセンス制や内水面さけ・ます有効利用調査に関する啓発指導等を行う。</p> <p>3 組織化促進対策費 効果的な啓発対策の実施や地域における自主的なルールづくりに資するため、遊漁者や遊漁船業者の組織化を促進する。</p> <p>4 遊漁船業法運営指導費 「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づく遊漁船業者の登録制度を適正に運営するため、登録業者の検査、指導を実施する。</p>					

(16) 日本海サクラマス資源回復推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	3,645	—	3,645	—	R 4～	漁業管理課
R 4年度	4,050	—	4,050	—		遊漁内水面係
区分	道単独			実施方法	補助	
実施主体	一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会			負担区分	道1/2	
事業目的	日本海地域（後志・檜山）における春期の漁業経営を支える貴重な資源であるサクラマスの資源増大を図ることを目的に、健苗性の高いサクラマス種苗の生産に対して支援を行う。					
事業内容	<p>1 事業主体 一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会</p> <p>2 事業内容 ・実施箇所：千走川（島牧村）、珊内川（神恵内村） ・補助対象：サクラマスの健苗性を高める取組経費（餌の改良）</p>					

(17) 海外漁場入出域等通報管理費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	726	484	242	－	H12～	漁業管理課
R 4年度	726	484	242	－		国際漁業係
区分	非公共（交付金）			実施方法	補助	
実施主体	（一社）北海道水産会			負担区分	国1/2、道1/4、その他1/4	
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定に基づき、ロシア連邦200海里水域で操業する我が国漁船は、ロシア側に漁獲量等の通報を行う義務があり、道内の小型漁船については、水産庁長官通達により（一社）北海道水産会が「情報取りまとめ機関」とされている。</p> <p>これら通報業務の円滑な実施を図るため、（一社）北海道水産会が行う通報業務に対し、助成する。</p>					
事業内容	<p>（一社）北海道水産会が行う次の事業に補助する。</p> <p>1 小型漁船によるロシア水域内での漁獲量等の情報を取りまとめ、国と道に報告するとともに、漁獲量等の操業状況に関する基礎資料の整備を行う。</p> <p>2 ロシア水域へ入域する小型漁船に対する操業指導及び操業調整を行う。</p>					

(18) 国際漁業安定対策推進費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	1,960	－	1,960	－	S48～	漁業管理課
R 4年度	1,307	－	1,307	－		国際漁業係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定に基づく国際漁業については、毎年の漁獲割当量などの操業条件が、日ソ政府間漁業交渉で協議のうえ、決定されている。</p> <p>これらの国際漁業については、本道漁業者の占める割合が高く、かつ、本道の基幹漁業として位置付けられることから、道として、当該漁業の安定を図るため、各種情報収集、外国漁船対策及び漁業交渉への職員派遣等の諸対策を講ずる。</p>					
事業内容	<p>1 国際漁業安定対策</p> <p>国際漁業の展開は政府間での枠組みが基本となることから、国の対外漁業政策等の情報を的確に把握するとともに、本道要望の実現について中央要請など国に働きかけを行う。</p> <p>2 安全操業対策</p> <p>ロシア水域内、根室及び宗谷海峡海域における本道漁業者の円滑・安全な操業を確保するため、協定に係る運用及び操業秩序の維持等について、日ソ双方の実務者レベルでの協議を行う。</p> <p>3 外国漁船対策</p> <p>外国船による漁具被害の実態調査及び被害の未然防止や早期賠償等のため、関係先との折衝や要望の活動を行う。</p> <p>4 日ソ漁業交渉等派遣</p> <p>政府間交渉等に道職員を派遣することにより、本道漁業者の要望の積極的な実現に努める。</p>					

(19) 鮭鱒漁獲制限対策費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	5,686	—	4,881	805	S54～	漁業管理課
R 4年度	5,236	—	4,881	355		国際漁業係
区分	道単独			実施方法	直営、委託	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	小型さけ・ます漁業について、当該漁業の秩序の維持と健全な発展、及びさけ・ます資源の持続的利用を図るため、適切な漁獲管理等を行う。					
事業内容	<p>1 さけ・ます漁獲管理業務 日本200海里水域における小型さけ・ます流し網漁業については、漁獲量を適切に把握し、また、国に対して報告を行うため、漁獲物の水揚げ・検量への立会、及び漁獲報告の集計等を実施する。</p> <p>2 さけ・ます漁業の操業等に係る協議 ロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁業については、ロシア連邦法の成立により操業が禁止されたことから、同水域における代替漁法による操業等について国及び地元関係者と協議を行う。</p> <p>3 操業指導費 さけ・ます漁業に関する規制措置に係る遵守指導を実施し、本事業の継続安定を図るため、漁業者等に対する操業指導会議を開催する。</p>					

(20) 根室海峡海域操業秩序確立事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	7,348	4,729	2,619	—	H7～	漁業管理課
R 4年度	7,385	4,729	2,656	—		国際漁業係
区分	道単独、非公共(交付金)			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、根室管内漁場管理強化施設利用協議会			負担区分	道10/10 国1/2、道1/4、その他1/4	
事業目的	<p>平成10年10月から四島安全操業が開始されているが、根室海峡海域では、だ捕・銃撃等の危険にさらされており、円滑な四島安全操業の確保のためにも、当該海域の今まで以上の操業秩序確立が求められている。</p> <p>このため、海上保安庁、警察等とも連携を取りつつ、操業秩序確立のための活動及び支援を行う。</p>					
事業内容	<p>1 操業指導・連絡会議の開催 操業秩序の維持とその徹底を図るため、海上保安庁、警察等と連携をとりつつ、関係漁協、漁業者への指導・連絡会議を開催する。</p> <p>2 レーダー監視事業に係る助成 根室管内漁場管理強化施設利用協議会が行う24時間のレーダー監視業務に必要な経費を助成し当該海域における監視体制を強化する。 補助率：3/4以内</p>					

(21) 北海道・ロシア水産交流推進事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	4,025	—	4,025	—	S63～	漁業管理課
R 4 年度	4,440	—	4,440	—		国際漁業係
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>国際漁業の規制が強化される中において、本道漁業はなおロシアでの操業が重要であることから、関連する情報を的確に把握する必要がある。</p> <p>このようなことから、ロシアとの水産分野での交流等に関する施策を総合的に展開する。</p>					
事業内容	<p>会計年度任用職員任用</p> <p>北海道とロシアとの各種交流（ロシア人來道時の通訳、ロシア語資料の翻訳等）を迅速かつ的確に対応するため、ロシア語に堪能な会計年度任用職員（翻訳員）を任用する。</p>					

(22) 北方四島安全操業対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	13,993	3,591	10,402	—	H8～	漁業管理課
R 4 年度	15,062	4,191	10,871	—		国際漁業係
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、北方四島周辺海域操業対策協議会、漁業協同組合			負担区分	国1/2、道1/4、その他1/4 道1/2、その他1/2	
事業目的	<p>根室管内漁業者の永年の悲願であった北方四島周辺海域での操業は、日ロ両国間の信頼関係を基に地域振興や領土問題への環境整備等の役割を担うものであり、道として、当該操業が安定的に継続するよう政府間及び民間漁業交渉等へ職員を派遣するほか、「北方四島周辺海域操業対策協議会」などが行う関連事業に対し支援を行う。</p>					
事業内容	<p>1 資源調査・現地指導等及び政府間・民間交渉への職員の派遣 政府間・民間交渉への職員派遣、VMSによる操業管理など適正な操業に向けた指導、四島周辺水域の資源状況調査を行う。</p> <p>2 民間交渉・入出域通報及びオブザーバー受入経費への助成 安全操業の継続や円滑な実施を図るため、北方四島周辺海域操業対策協議会が実施する、民間交渉や対口入出域通報、オブザーバー受入経費に対して助成する。 補助率：1/2、3/4以内</p>					

(23) 取締体制の強化と指導・取締りの効果的推進

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5年度	783,947	—	783,947	—	S23～	漁業管理課 指導取締係
R 4年度	658,522	—	658,522	—		
区分	道単独			実施方法	直営	
実施主体	北海道			負担区分	道10/10	
事業目的	<p>漁業秩序の維持・確立を図るため、関係機関との連携の強化や取締担当者の資質の向上などを図りながら、漁業取締船の効率的運航や、指導・取締方針に基づく重点的取締りなどに取り組む。</p>					
事業内容	<p>1 取締体制の強化</p> <p>(1) 本庁取締班、総合振興局及び振興局水産課、取締船の連携強化</p> <p>(2) 漁業秩序確立連絡会議等を通じた取締関係機関との連携強化</p> <p>2 指導・取締りの効果的推進</p> <p>(1) 漁業取締船の効率的運航・維持管理による効果的な指導・取締り</p> <p>(2) 指導・取締方針に基づく重点的・効果的取締り (取締り対象等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源の維持・管理を強めなければならない魚種 … ケガニ、秋サケ、ナマコ、ウニ、アワビ ・沿岸漁業との協調関係の維持が必要な漁業等 … 沖合底びき網漁業、いか釣り漁業、遊漁 ・国際的信義を維持しなければならない漁業等… 小型さけます漁業、越境操業 <p>○ 本年度特に取組強化を要する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケガニ密漁防止対策、根室海域（海峡）漁業秩序維持対策、 ・オホーツク海海域漁具被害防止対策等、ナマコ密漁防止対策、秋サケ密漁防止対策 					

(24) 密漁防止対策事業費

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	8,294	2,500	5,794	—	H 4 ~	漁業管理課
R 4 年度	7,794	2,000	5,794	—		指導取締係
区分	道単独、非公共（交付金）			実施方法	直営、補助	
実施主体	北海道、北海道密漁防止対策協議会			負担区分	下記のとおり	
事業目的	密漁防止体制を整備し、重点的な指導取締を実施することにより、漁業秩序の確立を図るとともに漁業者自ら行う密漁防止事業に対して補助することにより、資源管理型漁業の推進を図る。					
事業内容	<p>密漁防止を徹底させるため、特に悪質な違反者を厳しく取り締まることとし、本庁取締班、総合振興局及び振興局、取締船とが連携を強めるなど、海上と陸上とが連携した、効果的かつ重点的な取組みを実施する。また、漁業者自らの密漁監視・通報体制を指導強化するとともに、海上保安部、警察等の取締機関や関係団体と連携をとりながら総合的な指導・取締対策を進めていく。</p> <p>1 密漁防止対策事業（直営）— 負担区分：道10/10</p> <p>(1) 指導・啓発の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密漁未然防止体制組織の指導 ・各種研修会の開催等による漁業監督吏員・特別司法警察員の資質向上 ・密漁防止のための各種広報活動と、指導会議等の場を活用した啓発指導 <p>(2) 取締体制の整備強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁、総合振興局及び振興局における違反情報の収集 ・陸上における視察内偵と取締船の運航との連携による効果的な取締活動の実施 ・陸上における視察内偵の強化 <p>2 密漁防止対策事業（補助）—</p> <ul style="list-style-type: none"> — 負担区分：漁場監視体制整備経費 国1/2、事業主体1/2 — 負担区分：漁場監視体制整備経費(譚) 道1/2、事業主体1/2 — 負担区分：密漁防止啓発・普及経費 国1/2、事業主体1/2 <p>(1) 漁場監視体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視機材の配布への助成 <p>(2) 密漁防止啓発・普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動・ポスター及びチラシの配布、看板の設置等の助成 					

(25) 海区漁業調整委員会費（海区漁業調整委員会等機能強化推進事業費）

予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R 5 年度	388	194	194	—	H13～ 漁業管理課
R 4 年度	388	194	194	—	
区分	非公共（交付金）			実施方法	直営
実施主体	北海道			負担区分	国1/2、道1/2
事業目的	<p>我が国周辺の水産資源の状況が悪化していることから、国は、平成13年度に漁業法や資源保護法の改正を行い、資源管理の強化を図ることとなり、海区漁業調整委員会に資源管理に関する役割が新たに追加された。</p> <p>この資源管理機能の強化により、海区漁業調整委員会の専門的公平な立場から、資源の回復や維持増大に寄与するものとする。</p>				
事業内容	<p>（海区漁業調整委員会に強化された機能）</p> <p>①「広域漁業調整委員会」出席 ②「日本海北部会、太平洋北部会」への出席 ③道の資源管理方針等に対する協議検討（北海道連合海区委員会） ④海区事務担当者会議の開催</p>				

(26) 北海道連合海区漁業調整委員会

答 申	知事の諮問に対する答申 1 さけ・ます人工ふ化放流計画 2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 北海道沖合海域におけるトドの採捕の調整
漁業調整	各種漁業間の漁場競合等に係る調整
担当部署	北海道連合海区漁業調整委員会事務局（漁業管理課内）

(27) 北海道内水面漁場管理委員会

答 申	知事の諮問に対する答申
委員会指示	漁業調整等のための委員会指示の発動 1 コイヘルペスウイルス病のまん延防止について 2 さけ・ますの親魚確保のため規制が必要な河川に係る魚類の採捕の禁止について
漁業調整	内水面における遊漁者及び漁業者の水産資源利用に係る調整
担当部署	北海道内水面漁場管理委員会事務局（漁業管理課内）

6 水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室

(1) 全国豊かな海づくり大会開催事業費

【目的・概要等】

水産資源の保護・管理、漁場の環境保全に対する国民の理解を深めるとともに、水産業の振興と発展を図ることを目的に開催している全国豊かな海づくり大会について、令和5年に開催予定である北海道大会（厚岸町）の準備を行い、円滑な実施を図る。

【事業内容】

1 事業概要

当大会は、全国から多数の参加者が来道する行事であり、令和2年度に設立した大会実行委員会において、これまで大会の基本計画及び実施計画を策定するとともに、1年前プレイベントや大会記念リリース放流、大会テーマ等を活用したPRにより大会の周知と機運醸成の取組を実施している。

令和5年度は、本大会開催に向け、広報媒体等を利用したPRや大会100日前イベントの開催など機運醸成の取組を引き続き行うとともに、大会実施本部の設置など本大会を円滑に運営するための準備を行う。

2 事業主体

北海道（第42回全国豊かな海づくり大会 北海道実行委員会）

3 推進体制

区 分	内 容	
実行委員会	概 要	実施計画の決定 など
	構成員	知事（会長）、厚岸町（開催地）、産業団体 など
調査・審議付託 ↓		↑ 調査・審議結果報告、原案提出
区 分	内 容	
幹 事 会	概 要	総会で審議すべき事項の検討、原案作成
	構成員	関係団体・道庁各部（次長級） など
専門的事項の調査・審議付託 ↓		↑ 調査・審議結果報告
区 分	内 容	
専 門 部 会 〔3部会設置〕	概 要	分野毎に専門的事項の審議 ・総務・広報部会 ・式典・放流行事部会 ・宿泊・輸送・警備部会
	構成員	関係団体、道庁各部（課長級） など

【予算額】

予算額（千円）	国	道	その他	実施年度	担当課・係
R5年度	355,493	10,772	344,721	－	R2～ 全国豊かな海づくり 大会推進室